

令和元年（ネ）第3124号 損害賠償請求控訴事件

令和元年（ネ）第3931号 損害賠償請求附帯控訴事件

（原審 東京地方裁判所平成24年（ワ）第31999号）

控訴人兼被附帯控訴人 国ほか1名

被控訴人兼附帯控訴人 櫻井昌司

意見陳述書

令和2年12月15日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人兼附帯控訴人訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

1 はじめに

控訴審では、1年半にわたって審理が続けられた。結果的に当事者双方が控訴・附帯控訴したため、全ての論点について双方の主張が改めて展開された。そのやりとりを通して、一審原告の主張の正当性はますます明らかになったと考える。以下、捜査の違法、起訴の違法、公判活動の違法の各論点について、その根拠を述べる。

2 捜査の違法について

原判決は、4つの偽計による取調べと1つの誘導による取調べを違法であると認めたものの、一審原告の主張した、別件逮捕・勾留、長時間・長期間の取調べ、認定された以外の多数の偽計・誘導・脅迫・利益誘導等々の取調べ、拘置所からの「逆送」、証拠の捏造、変造、誘導による虚偽供述の形成等の捜査の違法性をことごとく否定した。原判決は、事実を認定するに足る「的確な証拠がない」、仮に原告の主張が事実であったとしても「それのみでは」任意に供述することができなくなるとは言い難い等の言い回

して、一審原告の主張を否定している。しかし、そこには、なぜ一審原告が虚偽の自白に至ったのかという視点が欠落している。

例えば、早瀬警察官が一審原告に対し「否認すれば死刑もあり得る」と発言した点について、原判決は「強盗殺人の法定刑に死刑があることは事実であることからすれば、上記発言をもって社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えた取調べがされたものということとはできない」とするが、法的知識もない若者がそのように言われたらどれほど動揺するか、という視点がここにはない。

原判決は、どんな取り調べがあったのかの事実認定にあたり、例えば一審原告の手記について、取調べからあまり期間をおかずに作成されたものかどうかのみ注目し、公開を予定せずに作成したものであるといった、証拠の性質を考慮していない。加えて、原判決が違法な取調べの事実を認めたということは、他にも違法な取調べが行われたことを推測させるはずだが、そうした考慮していない。そして、それらの取調べは、たとえば「それのみでは」任意に供述することができなくなるものでないとしても、偽計・誘導を用いた違法な取調べと同日、あるいは近接する日に行われたことによって、嘘の自白に追い込む効果を持ったことを見落としている。

そもそも、やってもいない強盗殺人をやったと言わせるような取り調べというものは全体として「社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えた取調べ」であり、違法な取調べというべきである。原判決のように、取調べを細かく分けて個別に判断するだけでは、なぜ一審原告らを虚偽の自白に追い込んだのかを解明することはできない。このえん罪の原因と責任の解明をするという観点からも、当審においては、捜査の経過や取調べの全体像を踏まえた違法性判断をしていただきたい。

また、原判決は、検察官による拘置所から代用監獄への移監（逆送）の同意請求について、「客観的にみれば不適切な行為であったとの評価は免れない」と判示している。逆送されなければ再び自白することはなかったはずであるから、これは正当な評価であるが、しかし原判決は検察官の過失を否定した。警察が違法な取調べをしていたと認識していなかったからというのがその理由である。しかし、有元検察官は、一審原告や杉

山から、警察で嘘の自白をした理由を記載した日記やノートを提出させている。したがって、通常の検察官であれば、逆送すれば、嘘の再自白をさせられる恐れがあることは容易に予見できたはずである。一步進めて、この点の過失も認めるべきである。

別件の身柄拘束を利用した取調べもこの事件では際立っている。東京高裁昭和62年の都立富士高校放火事件の判決は、起訴前の別件勾留を利用した余罪の取調べについて、福岡高裁宮崎支部平成9年の鹿屋夫婦殺人事件の判決は、別件起訴後の勾留を利用した余罪の取調べについて、いずれも余罪取調べの限度を超えとして国賠請求を認容している。本件は、起訴前の別件勾留を利用して強盗殺人事件の取調べを行った上、さらに別件起訴後の勾留をも利用して強盗殺人事件の取調べを行っている。違法性の程度は上記先例にまさるとも劣らないというべきである。上記先例にしたがって明確な違法判断をしていただきたい。

3 起訴の違法について

原判決は、起訴の違法を判断するには「本件起訴に際し、各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったものといえるのか否か」を検討する必要があるとしている。この違法性の判断枠組み自体には争いはない。ただし、「有罪と認められる嫌疑があったものといえるのか否か」の判断においては、この事件に特有の、次のような点に留意する必要がある。

まず、本件においては、昭和42年11月13日に、本件強盗殺人事件の勾留延長満期に、有元検察官が本件強盗殺人事件について、処分保留釈放としていることが重要である。これは、この時点での証拠資料では、「公訴提起に要求される有罪と認められる嫌疑があると判断されなかった」ということである。

とすれば、その後に収集された証拠を加えて総合勘案して嫌疑がより高まったといえるか否かが問題となる。処分保留時から同年12月1日の逆送時までには収集された証拠には嫌疑を高めるものは無かった。むしろ、収集されたのは犯行現場に第三者が存在したことをうかがわせる毛髪鑑定結果など嫌疑を否定する方向のものであった。嫌疑を高める証拠が収集できなかったからこそ逆送したのである。逆送後に収集され

た証拠も客観的な証拠は、光明荘への到着時刻に関する捜査報告書など嫌疑を否定する方向のものであった。

そうすると、残るは逆送後に収集された供述証拠となる。これが嫌疑を高めるものであったのか否かの判断が非常に重要であることとなる。

本件で一番原告らを起訴したのは吉田検察官であるところ、吉田検察官は、逆送後に、一番原告らや重要な「参考人」を自ら取調べているのであるから、自ら取調べを行った者については、生の供述そのものが「各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったものといえるか否か」の検討対象となるというべきである。

吉田検察官が得た生の供述そのものは記録に残ってはいないが、生の供述が「供述調書」となる過程で、暗示、誘導が行われたり、実際には検察官が「作文」をしたりすることが行われて、供述者が真に供述したこととは異なる供述調書が作成されてしまうこともままあるのであるから、供述調書の字面どおりの供述がなされたとの前提に立つのではなく、尋問調書などに表れた取調べ状況、当該供述者やそれ以外の供述者の供述の変遷の有無、その変遷が合理的な説明のつくものであるか等を念入りに検討して、実際になされた供述内容を見極める必要がある。

原判決はこの点の検討が不十分であった。一番原告は吉田検察官のもとで多くの供述が変遷した点を挙げて、これは吉田検察官による不当な誘導によるものであると主張したが、原判決はこれを認めなかった。

当裁判所が以上の点を正しく検討すれば、本件起訴が違法であるという結論に達するものと確信している。

4 公判活動の違法について

原判決は、警察官の公判廷における偽証を認定し、茨城県に対して賠償を命じている。警察官が公判廷で偽証をする、しかも、被告人に有利な証拠を隠すために偽証をするなど言語道断の所業であり、この点を断罪した原判決の正当性は明らかであるが、この偽証への検察官の関与を認めていないという誤りは、当審において正されなけれ

ばならない。茨城県も国も、いまだに「失念していただだけ」などという言い訳にもならないような言い訳を繰り返し、「偽証」という重大な不正行為を反省をするどころか争う姿勢を見せており、被告人の公正な裁判を受ける権利に対する意識欠如も甚だしいと言わざるを得ない。

さらに、原判決が検察官に証拠開示義務があることを認め、一部の証拠につき、開示しなかったことがこの義務違反にあたりと認定したことは正当であり、当審でも、この点についての判断を維持していただきたい旨は、第1回口頭弁論における意見陳述でも述べさせていただいたところであるが、一審原告は、当審では、さらに一步踏み込んだ判断をしていただきたいと強く望んでいる。それは、「検察官の虚偽答弁」についての違法性判断である。

本件は、確定審において、検察官が「単に証拠を開示しなかった」というにとどまらず、法廷において積極的に「虚偽の答弁」をすることによって、裁判所による証拠開示命令発令を妨害、阻止したという、検察官の悪質性が際立った事件である。一審原告らの犯人性を示す客観的証拠が全く存在しない中、脆弱ながらも、結果的に有罪立証の大きな支えとなった目撃証言の信用性に関わる重大な証拠の数々が、検察官の虚偽答弁によって法廷に顕出されることのないまま、誤った有罪判決が言い渡されてしまったのである。

国は、検察官の証拠開示問題について、ただひたすらに、昭和44年の最高裁決定を持ち出し、「裁判所が証拠開示命令を発していない以上、検察官に証拠開示義務はない」と主張している。しかし、嘘をついて、誤った認識を裁判所に与え、証拠開示命令の発令を妨害しておきながら、その嘘をついた張本人が、裁判所が証拠開示命令を発令していないという事情をもって、証拠開示義務がなかったなどと主張すること自体、到底許されるはずのないことである。検察官の「虚偽答弁」は、まさに「積極的な証拠隠し」であり、単なる「開示義務違反」より、さらに、悪質極まりない不法行為である。

当審において、一審原告は、検察官が具体的にどのような虚偽答弁をしたのかにつ

き、改めて詳細に主張した。国は、縷々反論し、「明らかな虚偽答弁とは言えない」などと強弁するが、いずれもの外れであり、検察官の答弁が「虚偽」であったことについて、もはや疑問を挟む余地はない。

国は、証拠開示命令に関する裁判官の判断に際して、「検察官の意見を聴取することを定めた規則も存在しない」などと趣旨不明の主張もしているが、現に、裁判官が検察官に意見を求め、それに対する回答が「虚偽」であった、その結果、裁判所が誤った認識を前提に証拠開示命令発令に至らなかったという厳然たる事実の前に、規則が存するか否かなどという議論は、全く意味をなさないものである。

当審においては、この点の検察官の違法行為についても、正面から判断していただきたい。

5 最後に

戦後、日本国憲法が制定され、旧刑事訴訟法は改正された。憲法には適正手続に関する詳細な規定が定められ、刑事訴訟法は、かつての反省に基づき、刑事手続において、被疑者・被告人の人権を最大限尊重する立場から改正がされた。刑事訴訟法第1条は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」と定めている。また、刑事司法の運用においては「疑わしきは被告人の利益に」の原則が徹底して貫かれなければならないとされた。

刑事司法に関係する者、特に、強制力を伴う権限を与えられた、警察・検察は、その権限をあらゆる場面で適正・平等に行使することが求められる。これは法の理念を実現するためにこうした関係者に課せられた法的義務であり崇高な使命である。これを少しでも怠れば、事案の真相を明らかにすることも、被疑者・被告人の基本的人権を守ることも危うくなってしまう。

本件裁判は刑事手続に関する裁判ではないが、過去の警察、検察の行為が法に基づく適正なものであったかを検証する場である。日本国憲法や刑事訴訟法の掲げる理念が、果たして十分に履踐されていたかが分析・吟味される重要な場である。

本件においては、国や茨城県は、いずれも捜査及び公判活動において違法な行為は存在しなかったと押しなべて主張を重ねている。しかし、最も問われなければならないのは、2人の無実の人間が誤った有罪判決を受け、40年余りに渡って苦しみ続けたという事実である。刑事司法が明らかな過ちを犯したのである。真相の解明と基本的人権の尊重という法の目的に反する事態を法の運用にあたった者が引き起こしたのである。誰が何をどのように誤ったのか、この解明こそ、法の求めるものである。

この訴訟における国・県の主張をみると、ひたすら責任を免れるための形式論理のみが貫かれており、適正な法の運用を実現する立場から、司法の誤りを解明しようという姿勢は全く見て取れない。

その典型は、検察官の証拠開示義務をめぐる主張である。国は一貫して検察官は刑事訴訟法規の定めるところに従えば足りるとして、最高裁昭和44年決定をよりどころにして、証拠開示義務の存在を否定している。しかし、この議論こそ、最高裁昭和34年決定が「検察官が公益の代表者として訴訟において裁判所をして真実を発見させるため被告人に有利な証拠をも法廷に顕出することを怠つてはならないことはその国法上の職責である。」と説いた意味を見落とした議論である。検察官の従うべき法規範は刑事訴訟法規のみではない。憲法、検察庁法、国家公務員法などあらゆる法令・法規範に従って職務遂行することが義務付けられる。最高裁が「国法上の職責」と説いたのはまさにそのような意味である。国はこうした大きな法の理念をことさらに無視して、議論を矮小化させているとの批判を免れない。

本件裁判においては、違法な捜査をしないこと、違法な起訴をしないこと、違法な公判活動をしないこと、違法な証拠隠しをしないことという、警察、検察において当たり前の行為規範が基本的前提として据えられたうえで、法の目的に合致した判断をすることが求められている。

一審原告が述べたとおり、一審原告は生涯の最後の時間を費やして、この裁判に臨んでいる。かつて被疑者、被告人の地位に長らく留まらされた一審原告の真摯な訴えと期待に正面から答え、刑事司法の誤りを正し、被疑者・被告人の人権保障の未来を

開く果断な判断を求めて、代理人を代表しての意見とする。